

日本政策金融公庫 信用補完付 農業者向け専用ローン

「アグリパートナー」商品概要説明書

平成 29 年 6 月 1 日現在

1. 商品名	・ 農業者向け専用ローン「アグリパートナー」
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の営業区域内に主たる事業所を有しており、次の 1～3 のすべてを満たす方 1. 左記の①～③のいずれかに該当する個人または法人 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の許可を得ている認定農業者 ②【法人】 農業売上高が 1,000 万円以上の法人 【個人事業主】 農業収入が 200 万円以上の方 ③【法人】 農業売上高が総売上高の 50%以上の法人 【個人事業主】 農業所得が総所得の 50%以上の方 2. 農業歴 3 年以上で税金の滞納がない方 3. 日本政策金融公庫の審査で補償承諾が得られる方
3. お使いみち	・ 農業経営に必要な運転資金または設備資金
4. ご融資金額	・ 100 万円以上 6,250 万円以下
5. ご融資方法	・ 証書貸付
6. ご融資期間	・ 1 年以上 7 年以内（うち据え置き期間 1 年以内を含む）
7. ご返済方法	・ 元金均等分割返済（年 2 回または年 4 回返済）
8. ご返済日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回返済：2・8 月の各 25 日または 5・11 月の各 25 日 ・ 年 4 回返済：2・5・8・11 月の各 25 日
9. ご融資利率	・ 当金庫所定の金利（変動金利）
10. 担保	・ 原則不要
11. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人：代表者または実質的経営者 ・ 個人：不要、ただし完済時年齢 70 歳超の場合は後継者
12. 繰上返済	・ 原則不可（当金庫と日本政策金融公庫が必要と認めた場合は可能、ただし違約金が必要）
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ ご融資利率は金融情勢の変動により変更となり、ご返済額が増減する場合がございます。